（漁港水面施設運営権の移転の許可に係る申請手続）

第四十三条　法第五十五条第二項の規定により漁港水面施設運営権の移転の許可を受けようとする者は、申請書（別記第十一号様式）に次に掲げる書類を添付して漁港管理者に提出しなければならない。

一　申請者の住民票の写し又は登記事項証明書

二　申請者が法第五十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料

四　移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

五　その他必要な書類

（漁港水面施設運営権の移転の許可に係る公正な手続を確保するための措置）

第四十四条　漁港管理者は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる事項について公告し、移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画のうち法第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項に係る部分及び当該申請書（公表することが不適切であると漁港管理者が認める部分を除く。第三項において同じ。）を当該公告の日から一週間以上の期間公衆の縦覧に供しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称

二　移転前の漁港水面施設運営権者が認定を受けた実施計画のうち法第五十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項に係る部分の概要

三　縦覧期間及び縦覧場所

四　意見書の提出方法、提出期限の日時及び提出先

五　前各号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

2　前項の規定による公告は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うとともに、公報又は掲示により行うものとする。

3　第一項の規定による公告があつたときは、当該漁港の適正な維持管理の確保及びその活用の促進の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までの間に、当該申請書について、漁港管理者に意見書を提出することができる。

（漁港水面施設運営権の移転の許可の公表）

第四十五条　法第五十五条第六項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　前条第一項第三号に掲げる事項及び同条第三項に規定する意見書の処理の経過

二　許可の理由

三　前二号に掲げるもののほか、漁港管理者が必要と認める事項

（漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る申請手続）

第四十六条　法第五十七条第二項の規定により漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を漁港管理者に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称

二　法第五十二条第二項各号に掲げる事項

三　漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする期間

四　その他漁港管理者が必要と認める事項

（新設）

（新設）

（新設）